

KIT グローバル人材育成プログラム  
2026 年度 JoinTECH Laboratory プログラム (派遣)  
奨学金募集要項

(1) 趣旨

JoinTECH Laboratory プログラムにより JoinTECH-Visit または JoinTECH-Lab\*により海外相手大学へ派遣する本学学生に対し、予算の範囲内で経済的支援を行う。

※ JoinTECH-Visit :

本学の大学院博士前期課程への進学を予定している学部4年次または大学院博士前期課程に在籍する学生のうち、海外相手大学においてラボ活動等を体験するもの。

JoinTECH-Lab :

本学大学院博士前期課程に在籍する学生のうち、海外相手大学において、32日以上の間、研究活動に従事するもの。なお、派遣期間は3か月以上が望ましい。

(2) 申請時期

原則として、渡航開始月の3か月前の末日までに申請すること。(例：9月10日渡航の場合6月30日まで)

(3) 支給要件 (共通)

以下の①～⑧に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 奨学金選考時の成績評価係数が各支援制度の定める基準を満たす者 (成績評価係数の算出方法については、次頁「成績評価係数算出方法」参照)
- ② 奨学金選考時の語学成績の成績評価係数が2.30以上またはTOEIC 550点 (TOEFL iBT 42点、IELTS 5.0点) 以上である者
- ③ 経済的理由により自費のみでのプログラムへの参加が困難な者
- ④ 派遣プログラムの終了後、本学での学業を継続し、本学での所属課程の学位を取得する者。
- ⑤ プログラム参加を直接支援する他団体等からの奨学金 (授業料や現地滞在費に対する支援も含む。) 等の受給月額が本学から受給予定の奨学金月額を超えない者
- ⑥ 派遣期間が16日以上1年以内であること。ただし、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間にプログラムを開始すること。
- ⑦ 「JES 学生教育研究災害傷害保険」に加入済みであること。
- ⑧ 派遣先機関の所在地が外務省「海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)」上の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する国・地域でないこと。

●成績評価係数算出方法（本学におけるGPA算出方法とは異なるので注意すること）

以下の表により「成績評価ポイント」を算出し、計算式に当てはめて計算（小数点第3位を四捨五入）

4段階評価		優	良	可	不可
4段階評価		A	B	C	F
4段階評価		100～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価	S	A	B	C	F
5段階評価	A	B	C	D	F
5段階評価	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点～
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

（計算式）

$$\frac{((\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0))}{\text{総登録単位数}}$$

・成績評価係数算出に使用する成績は、以下のとおりとする。

1. 原則として選考時の在籍課程（学部、博士前期、博士後期）における前年度の成績から算出する。
2. 選考時の在籍課程における前年度の成績が選考時に存在しない場合（例えば、M1 場合）は、原則として選考時の前学期分の成績から算出する。前学期分の成績が出ていない場合は、前課程の最終年次（M1 であれば学部の最終年次）の成績から算出する。
3. 前年度休学者は前々年度の成績から、前年度後期休学者は前年度前期の成績から算出する。

※成績評価係数については、算出元となる成績を含めた入学時からの累計の成績評価係数についても、同等とみなすことができる。

※上記の方法によって成績を算出できない場合には、日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援制度（協定派遣）の定める方法を準用して判断する。

#### （4）奨学金の種類及び要件・金額等詳細

##### 【A】日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援制度（重点政策枠）

・奨学金の支給要件：

上記（3）に定める要件に加え、以下の①～③に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 日本国籍を有する者または日本への永住が許可されている者（特別永住者を含む）
- ② 奨学金選考時の成績評価係数が 2.30 以上である者（成績評価係数の算出方法は上記（1）を参照すること）
- ③ 派遣期間が連続して 16 日以上 1 年以内であること。奨学金の支給月数は以下のとおり派遣期間に基づき決定される。なお、派遣期間は原則として派遣先機関が提供する教育プログラムに参加する期間とし、渡航・帰国準備や語学学習、本学の提供する教育プログラムのみに参加する期間は含まない。

派遣期間（日数）	支給月数	派遣期間（日数）	支給月数
16日～31日	1	187日～217日	7
32日～62日	2	218日～248日	8
63日～93日	3	249日～279日	9
94日～124日	4	280日～310日	10
125日～155日	5	311日～341日	11
156日～186日	6	342日～365日	12

・奨学金月額：

（A地区）120,000円、（B地区）110,000円、（C地区）90,000円、（D地区）80,000円

※別紙1「令和8年度「海外留学支援制度」国・地域コード表」のとおり

・渡航支援金（一時金）：

一定の家計基準または派遣期間を満たしている場合、奨学金月額と併せて渡航支援金が支給される。なお、以下の①及び②の両方に該当する場合は、①のみ支給される。

※ 渡航支援金は「【A】日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援制度（重点政策枠）」に採択された場合のみ対象。

① 家計基準を満たす場合：160,000円

以下の家計基準を満たす者については、奨学金月額と併せて渡航支援金が支給される。

生計維持者全員の収入・所得金額の合計が、

→給与所得のみの場合：年間収入金額（税込）300万円以下

→給与以外の所得を含む場合：年間所得金額（必要経費等控除後）200万円以下

基準を満たし、渡航支援金の支給を希望する者は、「【別紙2】[A]渡航支援金申請に係る支給基準及び提出書類について」を確認のうえ、別途必要な書類を提出すること。

② 派遣期間を満たす場合：10,000円

申請時点で月額奨学金支給回数が6回以上の派遣学生については、奨学金月額と併せて渡航支援金が支給される。なお、申請時点での月額奨学金支給回数が6回未満の場合には、派遣期間の変更により6回以上となっても渡航支援金の支給対象とならない。

## 【B】KIT 奨学金

・奨学金の支給要件：

上記（3）に定める要件に加え、以下の①～②に掲げる要件をすべて満たすものとする。

① 奨学金選考時の成績評価係数が2.00以上である者（成績評価係数の算出方法は上記（1）を参照すること）

② 派遣期間が連続して16日以上1年以内であること。奨学金の支給月数は以下のとおり派遣期間に基づき決定される。なお、派遣期間は原則として派遣先機関が提供する教育プログラムに参加する期間とし、渡航・帰国準備や語学学習、本学の提供する教育プログラムのみに参加する期間は含まない。

派遣期間（日数）	支給月数	派遣期間（日数）	支給月数
16日～31日	1	187日～217日	7
32日～62日	2	218日～248日	8
63日～93日	3	249日～279日	9
94日～124日	4	280日～310日	10
125日～155日	5	311日～341日	11
156日～186日	6	342日～365日	12

・奨学金月額：

奨学金選考時の成績に応じて、以下の①または②のいずれかの金額を支給する。

①奨学金選考時の前年度の成績評価係数が 2.30 以上 である場合：

(A地区) 120,000 円、(B地区) 110,000 円、(C地区) 90,000 円、(D地区) 80,000 円

※別紙1「令和8年度「海外留学支援制度」国・地域コード表」のとおり

②奨学金選考時の成績評価係数が 2.00 以上 2.29 以下 である場合：30,000 円

#### (5) 航空券支援の要件・金額等詳細

・対象者：

上記(2)【A】または【B】の要件を満たすプログラム参加学生

・支援内容：

航空券の支給（国際課が契約し手配するものに限る。自己手配した場合の支援は行わない。）

※航空券の額が20万円を超える場合、超えた額は本人の負担とする。

※往路または復路において、別用務を付加する場合は、往路または復路のいずれかの航空券について、10万円を上限として支援する。

#### (6) 奨学金及び航空券支援の申請方法

希望者は JoinTECH Laboratory 担当教員に研究内容等を相談のうえ、受給の希望を申し出ること。担当教員の一次選考を通過した者について、国際課から申請方法及び提出書類詳細を通知する。

<提出書類>

- ・申請書兼推薦書
- ・誓約書
- ・TOEIC（または TOEFL、IELTS）のスコアの写し
- ・成績証明書（成績評価係数算出に使用する成績がわかるもの）
- ・受入機関の責任者が発行する受入承諾書（Eメール可）

※上記以外に別途提出物を指示する場合がある。

※署名を依頼する教員等に直接会えない場合、デジタルサイン等を認める。その際は、承認されたことがわかる Eメール返信部分等のコピーを一緒に提出すること。

## (7) 選考方法

国際センターにおいて、申請内容等を審査のうえ決定する。

## (8) 採用後の手続き

- ・国際課が別途指示する手続きを期限までに行うこと。
- ・帰国後、次の書類を国際課海外留学係に提出すること。

- ① 実施報告書・事後アンケート（指定様式）
- ② 留学前・留学後報告書（指定様式）※【A】の奨学金を受給する場合のみ
- ③ 派遣先受入担当者からの評価書（指定様式）
- ④ 留学報告書（日英併記）（様式自由）

- ・WordでA4判縦長用紙にて作成すること。
- ・タイトル、氏名、専攻名等を記載すること。
- ・写真を数枚貼付し、日本語500文字以上とその英訳を2～3ページ程度とすること。
- ・プログラムに関する広報および海外派遣を希望する学生への広報に利用されることに同意すること。

- ⑤ TECH LEADER 指標アンケート

※上記以外に別途提出物を指示する場合がある。

※署名を依頼する教員等に直接会えない場合、デジタルサイン等を認める。その際は、承認されたことがわかるEメール返信部分等のコピーと一緒に提出すること。

## (9) 留意事項等

- ・募集枠を上回る申請があった場合、支給要件を満たす場合でも奨学金を支給できない場合がある。
- ・申請にあたっては、該当年度の募集要項を確認すること。なお、支給要件、支給金額等は毎年度変更となる可能性があるため留意すること。
- ・渡航準備等、留学に際して必要な手続等は、自身の責任において行うこと。
- ・日本学生支援機構（JASSO）給付奨学生もしくは貸与奨学生である場合には、留学にあたり必要となる手続きについて学生支援・社会連携課に確認し、手続きを行うこと。
- ・派遣期間の変更が生じた場合、速やかに国際課へ連絡すること。なお、派遣期間が短縮される場合には、変更後の派遣日数に応じて奨学金支給月数は減少する。一方、派遣期間が延長される場合には、原則として奨学金支給月数は増加しない。
- ・留学中および帰国後は、メンターとして海外派遣を希望する学生の支援活動に参加すること。

## (10) 本件担当及び書類提出先

国際課海外留学係

（受付時間：月～金のうち、9:00～12:00 及び 13:00～17:00）

場所：松ヶ崎キャンパス 3号館3階 N305

TEL : 075-724-7132

E-mail : go@jim.kit.ac.jp

## 海外留学支援制度（協定派遣・協定受入） 国・地域コード表

※「地域」や「国・地域名」欄で「その他（コードなし）」に該当する際は事前に機構へ連絡してください。

※「区分」欄は、A地区=A、B地区=B、C地区=C、D地区=Dと表記しています。

※「国籍」欄が「1」のコードは、協定受入で受入学生の国籍登録用に使用します。

地域	コード	国・地域名	都市名	区分	国籍
アジア	1000	台湾		C	1
	1010	Bangladesh		C	1
	1020	ブータン		C	1
	1030	ブルネイ		C	1
	1040	カンボジア		C	1
	1050	中国	北京、上海、広州	C	1
	1051	中国	その他の都市	D	
	1070	インド	ニューデリー、ベンガルール、ムンバイ	C	1
	1071	インド	その他の都市	D	
	1080	インドネシア	ジャカルタ、デンパサール	C	1
	1081	インドネシア	その他の都市	D	
	1090	大韓民国	ソウル	B	1
	1091	大韓民国	その他の都市	C	
	1100	ラオス		C	1
	1120	マレーシア		D	1
	1130	モンゴル		C	1
	1140	ミャンマー		C	1
	1150	ネパール		D	1
	1160	パキスタン		B	1
	1170	フィリピン		C	1
	1190	スリランカ		C	1
	1200	タイ	チェンマイ	D	1
	1201	タイ	その他の都市	C	
	1210	ベトナム		D	1
	1230	東ティモール		C	1
	1240	モルディブ		A	1
	1910	シンガポール		B	1
	1920	マカオ		D	1
	1930	香港		B	1
			その他	C	
中南米	2010	アルゼンチン		C	1
	2020	ボリビア		D	1
	2030	ブラジル	サンパウロ、ブラジリア、リオデジャネイロ	C	1
	2031	ブラジル	その他の都市	D	
	2040	チリ	サンティアゴ	B	1
	2041	チリ	その他の都市	C	
	2050	コロンビア		C	1
	2060	コスタリカ		B	1
	2070	キューバ		D	1
	2080	ドミニカ共和国		B	1
	2090	エクアドル	キト	B	1
	2091	エクアドル	その他の都市	C	
	2100	エルサルバドル		B	1
	2110	グアテマラ		C	1
	2120	ホンジュラス		B	1
2130	ジャマイカ		A	1	

## 海外留学支援制度（協定派遣・協定受入） 国・地域コード表

※「地域」や「国・地域名」欄で「その他（コードなし）」に該当する際は事前に機構へ連絡してください。

※「区分」欄は、A地区=A、B地区=B、C地区=C、D地区=Dと表記しています。

※「国籍」欄が「1」のコードは、協定受入で受入学生の国籍登録用に使用します。

地域	コード	国・地域名	都市名	区分	国籍	
	2140	メキシコ		C	1	
	2150	ニカラグア		D	1	
	2160	パナマ		C	1	
	2170	パラグアイ		C	1	
	2180	ペルー		C	1	
	2190	トリニダード・トバゴ	ポートオブスペイン	A	1	
	2191	トリニダード・トバゴ	その他の都市	B		
	2200	ウルグアイ		C	1	
	2210	ベネズエラ		B	1	
	2220	ハイチ		B	1	
	2230	バルバドス		A	1	
			その他		D	
	中東	3010	バーレーン		C	1
3030		イラン		C	1	
3040		イラク		C	1	
3050		イスラエル		B	1	
3060		ヨルダン		C	1	
3070		クウェート		C	1	
3080		レバノン		C	1	
3090		オマーン		D	1	
3100		カタール		C	1	
3110		サウジアラビア	リヤド	A	1	
3111		サウジアラビア	ジッダ	C		
3112		サウジアラビア	その他の都市	B		
3120		シリア		C	1	
3130		トルコ	アンカラ	D	1	
3131		トルコ	その他の都市	C		
3140		アラブ首長国連邦	アブダビ	B	1	
3141		アラブ首長国連邦	その他の都市	C		
3150		イエメン		C	1	
3160	パレスチナ		C	1		
3170	アフガニスタン		C	1		
		その他		C		
アフリカ	4010	アルジェリア		B	1	
	4020	カメルーン		B	1	
	4030	コンゴ共和国		C	1	
	4040	コートジボワール		B	1	
	4050	エジプト		B	1	
	4060	エチオピア		C	1	
	4070	ガボン		B	1	
	4080	ガーナ		B	1	
	4090	ギニア		C	1	
	4100	ケニア		B	1	
	4110	リベリア		C	1	
	4120	リビア		C	1	
	4130	マダガスカル		C	1	

## 海外留学支援制度（協定派遣・協定受入） 国・地域コード表

※「地域」や「国・地域名」欄で「その他（コードなし）」に該当する際は事前に機構へ連絡してください。

※「区分」欄は、A地区=A、B地区=B、C地区=C、D地区=Dと表記しています。

※「国籍」欄が「1」のコードは、協定受入で受入学生の国籍登録用に使用します。

地域	コード	国・地域名	都市名	区分	国籍
	4140	モーリタニア		C	1
	4150	モロッコ		C	1
	4160	ナイジェリア		B	1
	4170	セネガル	ダカール	A	1
	4171	セネガル	その他の都市	B	
	4180	南アフリカ共和国		C	1
	4190	スーダン共和国		C	1
	4200	タンザニア		C	1
	4210	チュニジア		B	1
	4220	コンゴ民主共和国		C	1
	4230	ザンビア		B	1
	4240	ジンバブエ		C	1
	4250	チャド		C	1
	4260	ウガンダ	カンパラ	C	1
	4261	ウガンダ	その他の都市	B	
	4270	ボツワナ		C	1
	4280	南スーダン共和国		C	1
	4290	シエラレオネ		C	1
	4300	モザンビーク		C	1
	4310	ベナン共和国		B	1
	4320	ガンビア		C	1
	4330	ナミビア	ウイントフック	D	1
	4331	ナミビア	その他の都市	C	
	4340	ニジェール		C	1
	4350	マラウイ		B	1
	4360	ジブチ		C	1
	4370	ルワンダ		B	1
	4380	ブルンジ		C	1
	4390	レソト		C	1
	4400	アンゴラ		A	1
	4410	セーシェル		C	1
	4420	ブルキナファソ		C	1
	4430	マリ		A	1
	4440	モーリシャス		B	1
		その他		C	
北米	5010	カナダ	トロント、バンクーバー	A	1
	5011	カナダ	その他の都市	B	
	5020	アメリカ合衆国	サンフランシスコ、ニューヨーク、ロサンゼルス、ワシントンD.C.、シアトル、シカゴ、デトロイト、デンバー、ボストン、ホノルル	A	1
	5021	アメリカ合衆国	ハガツヤ	C	
	5022	アメリカ合衆国	その他の都市	B	
		その他		B	
オセアニア	6010	オーストラリア		B	1
	6020	ニューージーランド	ウェリントン、オークランド	B	1
	6021	ニューージーランド	その他の都市	C	
	6030	パプアニューギニア		B	1

## 海外留学支援制度（協定派遣・協定受入） 国・地域コード表

※「地域」や「国・地域名」欄で「その他（コードなし）」に該当する際は事前に機構へ連絡してください。

※「区分」欄は、A地区=A、B地区=B、C地区=C、D地区=Dと表記しています。

※「国籍」欄が「1」のコードは、協定受入で受入学生の国籍登録用に使用します。

地域	コード	国・地域名	都市名	区分	国籍
	6040	パラオ		C	1
	6050	マーシャル諸島		C	1
	6060	ミクロネシア		C	1
	6070	フィジー諸島	スバ	B	1
	6071	フィジー諸島	その他の都市	A	
	6080	キリバス		C	1
	6090	ナウル		C	1
	6100	ソロモン諸島		C	1
	6110	トンガ		C	1
	6120	ツバル		C	1
	6130	バヌアツ		C	1
	6140	サモア		C	1
	6150	クック諸島		C	1
	6160	ニウエ		C	1
	6170	トケラウ諸島		C	1
	6180	ニューカレドニア		C	1
		その他		C	
ヨーロッパ	7010	アルバニア		C	1
	7020	オーストリア		C	1
	7030	エストニア		C	1
	7040	ラトビア		C	1
	7050	リトアニア		C	1
	7060	ベルギー		B	1
	7070	ブルガリア		C	1
	7080	ベラルーシ		B	1
	7090	カザフスタン		C	1
	7100	ウクライナ		C	1
	7110	ウズベキスタン		C	1
	7120	クロアチア		C	1
	7130	チェコ		C	1
	7140	デンマーク		B	1
	7150	フィンランド		B	1
	7160	フランス	パリ	B	1
	7161	フランス	その他の都市	C	
	7170	ドイツ		C	1
	7180	ギリシャ	アテネ	B	1
	7181	ギリシャ	その他の都市	C	
	7190	ハンガリー		C	1
	7200	アイスランド		A	1
	7210	アイルランド		B	1
	7220	イタリア	ミラノ、ローマ	B	1
	7221	イタリア	その他の都市	C	
	7230	ルクセンブルク		B	1
	7240	マルタ		C	1
	7250	北マケドニア		C	1
	7260	オランダ		C	1

## 海外留学支援制度（協定派遣・協定受入） 国・地域コード表

※「地域」や「国・地域名」欄で「その他（コードなし）」に該当する際は事前に機構へ連絡してください。

※「区分」欄は、A地区=A、B地区=B、C地区=C、D地区=Dと表記しています。

※「国籍」欄が「1」のコードは、協定受入で受入学生の国籍登録用に使用します。

地域	コード	国・地域名	都市名	区分	国籍
	7270	ノルウェー		B	1
	7280	ポーランド	ワルシャワ	C	1
	7281	ポーランド	その他の都市	D	
	7290	ポルトガル	リスボン	B	1
	7291	ポルトガル	その他の都市	C	
	7300	ルーマニア		C	1
	7310	ロシア		C	1
	7320	スロバキア		C	1
	7330	スロベニア		C	1
	7340	スペイン	バルセロナ、マドリード	B	1
	7341	スペイン	その他の都市	C	
	7350	スウェーデン	ストックホルム	B	1
	7351	スウェーデン	その他の都市	C	
	7360	スイス		B	1
	7370	英国	ロンドン	A	1
	7371	英国	その他の都市	B	
	7380	セルビア		C	1
	7390	ボスニア・ヘルツェゴビナ		C	1
	7400	キルギス		D	1
	7410	タジキスタン		B	1
	7420	モンテネグロ		C	1
	7430	アゼルバイジャン		C	1
	7440	リヒテンシュタイン		C	1
	7450	ジョージア		C	1
	7460	アルメニア		B	1
	7470	コソボ		C	1
	7480	トルクメニスタン		C	1
	7490	モルドバ		C	1
	7500	キプロス		B	1
	7510	モナコ		C	1
	7520	バチカン		C	1
		その他		C	
その他				C	

## [A] 渡航支援金（家計基準）申請に係る支給基準及び提出書類について

1) 支給額：160,000円

※ただし、年度内に複数回参加する者に対しては、原則初回のみ支給する。

2) 支給時期：遅くとも初回の奨学金支給時まで一括で支給

3) 支給基準及び提出書類

① 家計基準：生計維持者全員の収入・所得金額の合計が次の金額である者

給与所得者のみの場合	年間収入金額（税込）300万円以下
給与所得者以外の所得を含む場合	年間所得金額（必要経費等控除後）200万円以下

② 提出書類（写し可）※「収入・所得を証明する書類」の詳細は、③を参照すること。

I 父母ともにいる場合		生計維持者	提出書類
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名） ※専業主婦（主夫）、無職無収入の場合でも生計維持者となる。	・「生計維持者申告書」（様式R） ・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任		
II 父母が離婚調停中		生計維持者	提出書類
1	父母が離婚調停中	父母（2名） ※離婚調停中でも原則父母となる。	・「生計維持者申告書」（様式R） ・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類
2	父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、学生への支援が一切ない）	生活を支援する父又は母（1名）	・「生計維持者申告書」（様式R） ・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・事実関係を証明する書類（例：裁判所による係属証明書、弁護士による報告書等）
III 父母が離婚		生計維持者	提出書類
1	父母は離婚しており、再婚していない ※未婚も含む	原則父母（2名） ※別居している父又は母から一切の支援を得られないなど別生計となっている場合は、日常的に学費・生活費を負担している父又は母（1名）を生計維持者	・「生計維持者申告書」（様式R） ・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類 ※1名を生計維持者とする場合は、離婚した事実関係が確認できる書類（例：戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本）

		とすることができる。	
2	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手（2名） ※再婚には事実婚も含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生計維持者申告書」（様式R）</li> <li>・父又は母の収入・所得を証明する書類</li> <li>・継父又は継母の収入・所得を証明する書類</li> </ul>
<b>IV 父母どちらか又は両方と死別、又は意識不明</b>		<b>生計維持者</b>	<b>提出書類</b>
1	父又は母と死別（再婚していない）	左に該当しない父又は母（1名）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生計維持者申告書」（様式R）</li> <li>・父、母又は親族1名）の収入・所得を証明する書類</li> </ul>
2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人1名となる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実関係を証明する書類（例：戸籍謄本又は死別した父母に係る戸籍抄本、死亡日が記載された住民票（<u>マイナンバーのないもの</u>）等）</li> <li>※「2父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている」において、代替りの支援者がいないため、学生本人が生計維持者となる場合、上記書類と「独立生計者 収入・支出確認書」（様式R-2）の提出が必要となる。</li> </ul>
3	父又は母が意識不明（精神疾患含む）又は生命不明（行方不明）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（1名） ※意思疎通できない父又は母は生計維持者に含まない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生計維持者申告書」（様式R）</li> <li>・父又は母の収入・所得を証明する書類</li> <li>・事実関係を証明する書類（例：主治医による「診断書」、自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」等）</li> </ul>
<b>V その他（独立生計等）</b>		<b>生計維持者</b>	<b>提出書類</b>
1	大学院生（未婚で、独立生計である）	学生本人（1名）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生計維持者申告書」（様式R）</li> <li>・「独立生計者 収入・支出確認書」（様式R-2）</li> <li>・学生本人の収入・所得を証明する書類（ただし、合計所得金額が<u>48万円以下</u>の場合、生活費の管理に使用している<u>預貯金通帳の「口座管理人」と「直近3か月分記帳部分</u>）の写しの提出が必要となり</li> </ul>

			ます。) ・学生本人の住民票（世帯（婚姻）状況が記載され、 <u>マイナンバーのないもの</u> ）
2	学生が結婚している ※3、4の場合を除く	学生と配偶者（2名）	・「生計維持者申告書」（様式R） ・学生本人の収入・所得を証明する書類 ・配偶者の収入・所得を証明する書類
3	学生が結婚しており、自身の配偶者を扶養している	学生本人（2名）	・「生計維持者申告書」（様式R） ・学生本人の収入・所得を証明する書類（配偶者控除欄の分かるもの）
4	学生が結婚しており、配偶者に扶養されている	配偶者（1名）	・「生計維持者申告書」（様式R） ・配偶者の収入・所得を証明する書類（配偶者控除欄の分かるもの）
5	家庭内暴力（DV等）により父母と別居している	主に支援をしている親族（1名）又は学生本人 ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人1名となる。	・「生計維持者申告書」（様式R） ・親族（1名）又は学生本人の収入・所得を証明する書類 ・事実関係を証明する書類（例：公的機関による証明書等）
6	社会的養護を必要とし、満18歳となる日の前日時点で児童養護施設等に入所していた（又は里親に養育されていた）	学生本人（1名）	・「生計維持者申告書」（様式R） ・学生本人の収入・所得を証明する書類 ・事実関係を証明する書類（例：公的機関による証明書等）

### ③ 収入・所得を証明する書類

原則、市区町村役場発行の2026年度所得課税（非課税）証明書を提出すること。

※市区町村により名称が異なる場合がある。

※申請時点で2026年度所得課税（非課税）証明書が発行できない場合には、2025年度所得課税（非課税）証明書の提出を可とする。

※「合計所得金額（無収入の場合、0円と記載のあるもの）」が記載された証明書に限る。

### 4) その他注意事項

- ① 渡航支援金受給後に渡航を中止、辞退等した場合には、すでに支出したか否かにかかわらず、全額返納する必要がある。
- ② 同一プログラムで複数回渡航する場合は、初回の渡航時のみ支給する。